特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	羽島市 寄附金税額控除に関する申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

羽島市は、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

羽島市長

公表日

令和3年12月2日

I 関連情報

連絡先

」 関連情報						
1. 特定個人情報ファイル	レを取り扱う事務					
①事務の名称	寄附金額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務					
②事務の概要	地方税法(昭和52年法律第226号)に基づき、寄附金税控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)の適用を希望する者(以下「申請者」という。)が提出する特例申請書を収受・保管し、申請者の居住する市町村にその情報を通知する。※平成28年1月1日以降の寄附に係る特例申請について、申請書等への個人番号の記載が必要となる。					
③システムの名称	ふるさと納税管理システム					
2. 特定個人情報ファイル	ν名					
申告特例申請情報ファイル						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第3項					
4. 情報提供ネットワーク	クシステムによる情報連携					
①実施の有無	(選択肢>(選択肢>(主) 実施しない(主) 実施しない(3) 未定					
②法令上の根拠						
5. 評価実施機関におけ	る担当部署					
①部署	総務部管財課					
②所属長の役職名	課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示	- 訂正 - 利用停止請求					
請求先	羽島市総務部総務課 〒501-6292 岐阜県羽島市竹鼻町55番地 058-392-1111					
8. 特定個人情報ファイノ	レの取扱いに関する問合せ					

羽島市総務部総務課 〒501-6292 岐阜県羽島市竹鼻町55番地 058-392-1111

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			13年10月31日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	13年10月31日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果 Lきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
	項目評価書 布機関については、それ] れぞれ重点項目	く選択肢> 1) 基礎項目記 2) 基礎項目記 3) 基礎項目記 評価書又は全項目評価書にお	平価書及び重点項目評価書 平価書及び全項目評価書				
2. 特定個人情報の入手(青報提供ネットワーク	ラシステムを通	じた入手を除く。)					
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であ	る]	<選択肢> 1)特に力を入 2)十分である 3)課題が残さ)				
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分であ	S]	く選択肢> 1)特に力を入 2)十分である 3)課題が残さ)				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分であ	්රි]	<選択肢> 1) 特に力を入 2) 十分である 3) 課題が残さ)				
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [〇]委託しない								
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	Г]	<選択肢> 1)特に力を入 2)十分である 3)課題が残さ)				
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネ	ットワークシステ		[]提供・移転しない				
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分であ	ර්]	く選択肢> 1)特に力を入 2)十分である 3)課題が残さ)				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	Γ]	く選択肢> 1) 特に力を入 2) 十分である 3) 課題が残さ)				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[1	く選択肢> 1) 特に力を入 2) 十分である 3) 課題が残さ					
7. 特定個人情報の保管・2	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分であ	a]	<選択肢> 1)特に力を入 2)十分である 3)課題が残さ)				
8. 監査								
実施の有無	[〇] 自己点検	[] 内部監査 [〕外部監査				
9. 従業者に対する教育・啓	条							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っ ⁻	ている]	<選択肢> 1) 特に力を入 2) 十分に行っ	れて行っている っている				

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月25日	Ⅳリスク対策	_	リスク対策	事後	
令和3年12月2日	I 1 ③システムの名称	ふるさと納税システム	ふるさと納税管理システム	事後	
令和3年12月2日		特例申請情報ファイル	申告特例申請情報ファイル	事後	
令和3年12月2日	Ⅱ 1 いつ時点の計数か	平成28年11月30日時点	令和3年10月31日時点	事後	
令和3年12月2日	Ⅱ 2 いつ時点の計数か	平成28年11月30日時点	令和3年10月31日時点	事後	